

令和5年度(公財)愛媛の森林基金
木工作品製作キット配布事業実施要領

1 趣旨

木材の利活用を促進するため、次代を担う小中学生を対象に、県産材を使用した木工作品製作キット（以下「キット」という。）を提供し、木の良さを啓発することで、県産木材の利用拡大を図る。

2 事業内容

総合的学習の時間やクラブ活動で木工作品製作に取り組む小中学校へキット（現物）を提供する。

提供を受けた小中学校では、その児童、生徒等が木工作品を製作し、完成後は、各家庭等において実際に使用する。

3 実施主体（キット配布先）

愛媛県内の小中学校、特別支援学校（高等学校を除く）とする。

4 提供するキットの種類及び数量

(1) 提供するキット ウッドケース

(2) 提供するキットの数量 令和5年度提供数 3,500セット程度

(3) 各学校毎の提供数量の上限について

原則として、1名につき1セットとする。（模範用や予備分の申込はお控えください。）

ただし、申込総数が、上記(2)の数量を上回った場合は、過去の配布状況等、申込書の記載内容をもとに、当基金において調整する。

5 事業実施手順等 ※（ ）内は、目安の時期。

(1) 事業実施を希望する小中学校は、事業実施申込を以下のフォームから申込。

愛媛の森林基金 HP (<https://www.emk.jp>) から申込可能。

<https://logoform.jp/form/XG6n/299498>



(2) 理事長は、提出された申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、フォームに入力されたメールアドレスに、配布一覧をメールで送付。（7月下旬～8月上旬）

※決定通知書（紙）の送付はありません。

(3) 事業実施決定校へ木工作品製作キットを配布する。（8月中旬～10月上旬目安）

※例年お願いしていた納品確認書の提出は必要ありません。

(4) 事業実施後、小中学校は事業実施報告を以下のフォームから報告。

<https://logoform.jp/form/XG6n/299910>



(5) 理事長は、事業の実施状況等について、事業実施決定校に対し随時報告を求めることができるものとする。

6 その他

(1) 当事業実施により起きた事故について、当基金では責任を負わない。

(2) その他、事業実施について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(3) 事業実施報告書は事業実施後30日以内に、年度末にあつては3月25日までに提出して下さい。

(4) 当事業は、(公社)国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」都道府県事業の助成金を活用しています。